

「京都市 輝く地域企業表彰」制度概要

1 概要

平成31年4月に施行した「京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例」に基づき、地域と共に継承・発展する「地域企業」の理念の共有及び発信、実践の促進を図るため、地域に根差した企業活動に継続して取り組まれている事業者等を表彰する制度。

2 対象

(1) 地域企業輝き賞

本市内に本店を有し、条例に掲げる地域企業の理念に則して、地域に根差した企業活動を営み、その事業や活動が他の事業者のモデルとなると認められる事業者。

■応募要件

- ・ 本市の区域内に本店を有する事業者であること（地域企業の定義）
 - ・ 創業又は法人設立後、本市の区域内における事業を開始してから10年以上経過していること（社業の継続性）
 - ・ 応募する活動等について、5年以上継続していること。また、今後も継続する予定であること（活動の継続性）
 - ・ 「地域企業宣言」の趣旨に賛同し、同宣言又は地域企業としての自社の理念及び活動について発信すること（地域企業の理念への共感）
- ※ 大企業及びみなし大企業に該当する中小企業、個人事業主も応募可能。
- ※ ただし、以下のいずれかの場合は応募対象外。
- ・ 過去に同一の内容で本表彰を受けたことのある事業者
 - ・ 公益法人や各種連携組織や支援機関等で法人税法に規定している収益事業を行っていない場合

(2) 未来づくり貢献賞

社会課題の解決や新たな価値の創出を目的に地域企業等が連携して実施した事業のうち、独自性、社会性、発展性等について、他の事業者のモデルとなると認められる事業。

■応募要件

- ・ 令和7年4月1日以降に実施されたもの。
- ・ 2事業者以上が連携した取組であること（地域企業等の連携）
- ・ 取組内容が基本理念に則し、社会課題の解決や新たな価値の創出等に寄与するものであること（活動の独自性、社会性、発展性）

- ・ 実施事業者が「地域企業宣言」の趣旨に賛同し、自社又は団体の理念及び活動を自ら発信すること（地域企業の理念への共感）

(3) 特別賞

地域企業輝き賞、未来づくり貢献賞対象者のうち、独自性、社会性、継続性、発展性等の観点から特に顕著なものは、外部有識者の意見聴取を経て、「特別賞」としても表彰。

3 審査方法

京都市職員による書面審査のうえ、外部有識者による書面審査。

(参考) 過去表彰者数

- 1 令和7年度
地域企業輝き賞：16事業者
未来づくり貢献賞：13事業
- 2 令和6年度
地域企業輝き賞：55事業者
未来づくり貢献賞：13事業